

会期等の見直しに関する検証検討結果報告

平成22年4月21日

三重県議会議会改革推進会議

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議

本文中、 は、平成19年の「会期に関する検討プロジェクトチーム」による検討結果報告書（平成19年12月18日付け）から転記したものです。

はじめに

三重県議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため、会期等の見直しを行い、平成 20 年から定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議、委員会等の運営方法の見直しを行った。

以来、2 年余りの間、議員間討議の機会拡大や県民の意向の議会審議への反映など、監視・評価機能、政策立案機能の強化と充実した審議に向けた様々な取組を重ねてきた。

平成 19 年 12 月に「会期に関する検討プロジェクトチーム」がとりまとめた「会期等の見直しについて(検討結果報告書)」においては、「次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催も含めて検討する。」とされていることから、平成 21 年 12 月に議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、以来 7 回にわたり会議を開催して議論を重ね、見直し後 2 年間の取組の検証と今後の在り方について検討を行ってきたところである。

検証、検討作業に当たっては、定例会の招集回数及び会期の設定だけでなく、議事運営のあり方を含めた検証、検討が必要であるとの考え方に立ち、前回の検討結果報告に掲載された項目ごとに、「現行の運用状況」の把握と「課題・問題点」の抽出を行った。

その際、現行の運用状況について、前回の検討結果報告で示された「見直しに当たっての基本的な考え方」、議会基本条例で規定する議会運営の原則、議員の活動原則等に沿ったものとなっているかどうかを検証するとともに、議会改革諮問会議委員からの意見、議会運営委員会等での議論や執行部からの意見等も課題・問題点として盛り込むこととした。

その上で、抽出された課題・問題点に対する改善方策について協議、検討を行い、項目ごとに「検証検討結果」として整理した。

この「検証検討結果報告」は、会期等の見直しに関し、当プロジェクト会議として、総合的に検証、検討を行い、その結果を提言としてとりまとめ、報告するものであり、今後、本県議会の機能強化に向け、議会運営委員会、代表者会議、委員長会議、広聴広報会議等の場において、さらに詳細な協議、検討が行われ、所要の措置が講じられるよう期待するものである。

検証・検討に当たっての留意事項

会期等の見直しに当たっての基本的な考え方

- 1 議会の機能を強化するものとなること。
- 2 県民サービスの向上につながること。
- 3 経費の大きな増加とならないこと。

三重県議会基本条例に規定する議会運営の原則、議員の活動原則等

1 議員の活動原則

- ・議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。(第4条第1項)
- ・議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。(第4条第4項)

2 議会運営の原則

- ・議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。(第6条第1項)
- ・常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。(第6条第4項)

3 議員間討議

- ・議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。(第15条第1項)
- ・議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。(第15条第2項)

4 県民の議会への参画の確保

- ・議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。(第18条第1項)
- ・議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。(第18条第2項)

第1 定例会の招集回数及び会期

【検討結果報告】

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。なお、次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討する。

第1回定例会 2月中旬から6月下旬まで（会期日数130日程度）

第2回定例会 9月上旬から12月中旬まで（会期日数110日程度）

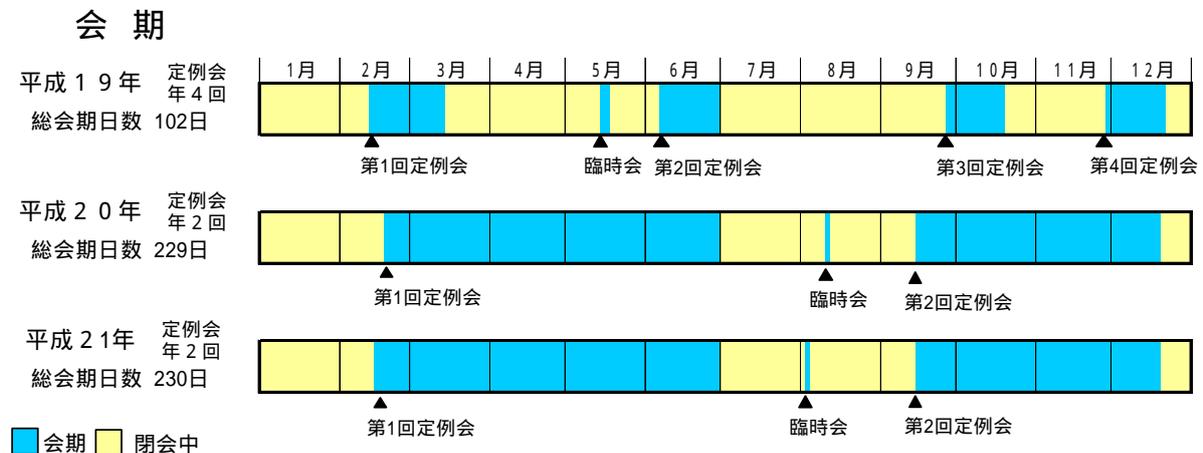
（年間総会期日数240日程度）

【現行運用状況】

平成20年及び平成21年の定例会、臨時会の開催状況は次のとおりであり、年間総会期日数は平成20年が229日、平成21年が230日となった。

【平成20年】	【平成21年】
第1回定例会 2月19日～6月30日(133日間)	第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間)
第1回臨時会 8月12日 (1日間)	第1回臨時会 8月3日 (1日間)
第2回定例会 9月16日～12月19日(95日間)	第2回定例会 9月16日～12月18日(94日間)
年間総会期日数(229日間)	年間総会期日数(230日間)

定例会・臨時会の会期設定状況（平成19年・20年・21年）



	平成19年							
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	29	4	23	23	23	102	263	365

	平成20年						平成21年					
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365

定例会・臨時会の会期日数の内訳（平成19年・20年・21年）

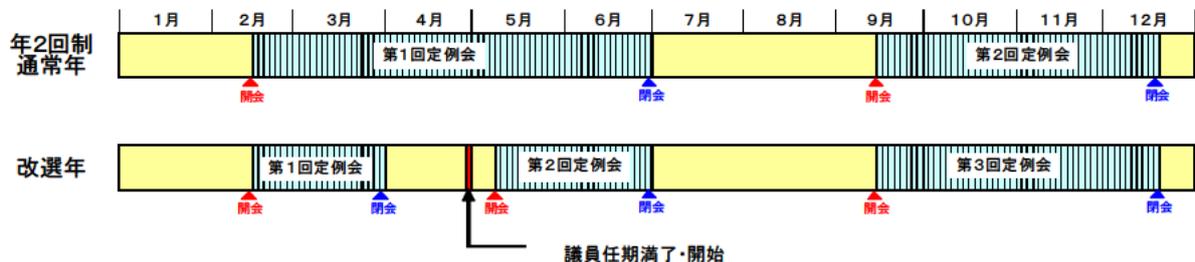
	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
会期日数の内訳	29	4	23	23	23	102	133	1	95	229	135	1	94	230
本会議 開会、採決、議案上程、閉会	3	2	2	2	2	11	7	1	6	14	11	1	4	16
議案質疑							1			1	1			1
代表質問	1		1			2	1		1	2	1		1	2
一般質問	3		2	3	3	11	6		6	12	7		5	12
休 委員会開催	7		6	8	10	31	28		27	55	25		25	50
会 その他議決体会	7	2	6	3	2	20	48		25	73	47		27	74
日 休日休会	8		6	7	6	27	42		30	72	43		32	75

【課題・問題点】

- ① 第1回定例会と第2回定例会の間の閉会期間が長いため、平成20年、平成21年も8月に臨時会が招集され、審議を行った。
- ② 第1回定例会中の4月は、議会の諸会議の開催が少なく、事務局職員の人事異動直後で事務体制も整っていない。
- ③ 現行の定例会年2回制では、議員の任期が満了する平成23年には、前年の第2回定例会の会期を4月まで延ばして設定するか、改選後、第2回定例会の会期を5月から12月まで設定する必要がある。
- ④ 国の第29次地方制度調査会において、地方議会の権限強化のひとつとして会期制の見直しが答申されていること、また、地方行財政検討会議において地方自治法の抜本改正が検討されていること等から、これらの動きを注視していく必要がある。

【検証検討結果】

- ③ 次期改選期以降も定例会年2回制を継続し、第1回の招集を2月中旬、会期を6月下旬までとし、第2回の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。ただし、議員任期満了の年（平成23年）においては、定例会の招集回数を年3回（定例会招集回数条例の附則を改正）とし、第1回の招集を2月中旬、会期を3月中下旬まで、第2回の招集を議員改選後の5月上旬、会期を6月下旬まで、第3回定例会の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。



- ④ 議員改選（平成23年4月）後に地方自治法の抜本改正があった場合は、改正法に合わせて、定例会の招集回数、会期を含めた議事運営方法全般について、抜本的な見直しを行う。

第2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

【検討結果報告】

定例会の招集日については、現行法上、招集権が知事にあるため、事前に十分協議、調整を行う。

また、招集後において、議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行部の説明を求める本会議の開催日については、議会、執行部双方の行事予定を考慮して日程調整を行う。

【現行運用状況】

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行部と調整を行い、6月及び12月の議会運営委員会で、向う1年間の「年間議事予定(案)」を協議、決定し、公表している。

【課題・問題点】

年間議事予定を示すことから、議会、執行部ともに他の予定を入れやすくなる反面、議事予定が固定化するため、変更等の融通がききにくい。

テレビ実況中継を行う質問日等については、直前の日程変更が困難である。

会期が長くなり、諸会議の開催日数が多くなったため、議員の政務調査や地域での活動等の日程確保が難しくなっている。

【検証検討結果】

議事日程の変更を必要とする事由が生じる場合には、直ちに関係機関と協議、調整を行い、変更する場合には速やかに全議員、執行部等に連絡するとともに、議会ホームページ等で県民に広報する。

議員が会期中の数日間議会に出席できない場合にはあらかじめ議長の許可を得るという「請暇」の制度を設ける。

2 議案、請願等審査の方法

【検討結果報告】

議案、請願等の取扱い、審査方法等について見直しを行い、急施を要する議案、請願等や議論の少ない議案等については先議を行うなど、より柔軟な運営を行う。このうち、請願・陳情の調査については、次のように取扱う。

【現行運用状況】

急施を要する議案のうち、開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急遽開催して審議を行うなど、柔軟な取扱いを行っている。

【課題・問題点】

- ① 先議議案の審議については、時間的に余裕のない日程となる場合がある。
- ② 随時提出議案について、議会運営委員会の申合せによる方法で審議を行うとすれば、提出日から採決日まで最短で3日間が必要となる。
- ③ 随時提出議案の審議については、年間議事予定による本会議等の日程に合わせて対応することが難しいケースが生じており、特に、予定にない本会議を急遽開催して1日間で審議を行う場合には、複雑な議事運営になっている。
- ④ 意見書案等の提出要件について、会議規則上、機関意思決定議案による場合と動議による場合の提出要件が矛盾している。

【検証検討結果】

- ①② 随時提出議案の審議方法について、申合せによる標準的な審議方法(最短3日間)を定め、日程上可能な限り申合せに従った方法により審議する。
- ③ 急施を要する議案を審議する場合や申合せによる審議方法が日程上不可能な場合において、1日間で審議するときは、可能な限り議案書を提出日の3日前までに議員に配付するとともに、議案等の概要についての事前説明を受ける機会を設けるなど、審議を的確に行えるよう措置する。
- ④ 会議規則を改正して、機関意思決定議案の提出要件(提出者、賛成者を含め5人以上)を動議の提出要件(提出者、賛成者を含め2人以上)に一致させる。

(1) 請願、陳情の提出期限

【検討結果報告】

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。

【現行運用状況】

請願及び陳情の受付締切日は、毎定例会開会日、6月及び11月の議案上程日の年4回としている。

【課題・問題点】

- ① 受付締切後に受理した請願は、次の受付締切日以降まで所管の委員会に付託されず、審査が行われない。

【検証検討結果】

災害等の緊急事態に係る請願が提出され、議長及び議会運営委員会が特に必要と認めた場合に限り、受付締切日にかかわらず、所管の委員会に付託することができるように取り扱う。

(2) 請願、陳情の審議

【検討結果報告】

請願の速やかな審議を行うため、各定例会の開会日を提出期限とする請願については、各定例会の前半に開催される所管委員会審査後の直後の本会議において先議（優先性をもつ議案について他の議案に先立って行う審議・議決）を行い、開会日以外を提出期限とする請願については、各定例会後半に開催される所管委員会審査後の本会議（閉会日）において議決を行う。

【現行運用状況】

受理した請願については、請願文書表を作成し、議場配付して所管の委員会に付託しており、付託委員会での審査結果は、審査結果報告書として議場配付し、本会議での委員長報告は行わない。

また、受理した陳情については、陳情受付状況一覧表を作成し、議場配付している。

【課題・問題点】

付託委員会で審査が終わらずに継続審査又は審査中となった請願については、通例、次の定例の常任委員会まで審査が行われない。

陳情については、所管委員会等で議論されないことが多い。

【検証検討結果】

委員会付託された請願の取扱いについては、審査が遅延しないよう、会期中又は閉会中においても早期の審査に努める。

陳情の取扱いについては、陳情受付状況一覧表をもとに、必要に応じて所管委員会において協議、調査を行う。陳情の事項、内容等が請願の処理の基準に適合するものと判断される場合には、請願書の例により処理するよう議長に要請等を行う。

(3) 請願の処理経過及び結果の報告

【検討結果報告】

請願者に対する議決から採択処理経過報告までの期間を現行どおり維持するため、開会日を提出期限とするものについては当該定例会に、開会日以外を提出期限とするものについては次の定例会に、第1回目の処理経過報告を求め、第2回目以降の報告は、現行どおり、それぞれその後1年経過ごとに通算4回を限度として求める。

【現行運用状況】

採択された請願のうち、処理経過及び結果の報告を知事等に求めたものについては、知事から提出された報告を請願者に通知している。

【課題・問題点】

請願の処理経過及び結果の報告については、委員会等で議論されることが少ない。

【検証検討結果】

請願の処理経過及び結果の報告があったもののうち、その処理が適切に行われていないものについては、所管委員会での質疑等を通じて調査を行い、採択した請願の趣旨が実現するよう努める。

3 質疑と質問の分離

【検討結果報告】

質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも随時に議案を提出できるよう、従来、毎定例会で行っている「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離する。

【現行運用状況】

一般質問と分離して、上程議案に関する質疑の機会を設けている。

本会議での発言議員数の内訳（平成19年・20年・21年）

	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
本会議での発言議員数	14	1	18	25	21	79	66		63	129	59		49	108
議案質疑議員数							12		11	23	13		7	20
代表質問議員数	2		2			4	2		3	5	3		2	5
一般質問議員数	10		10	13	13	46	26		26	52	30		22	52
関連質問議員数	2		3	6	2	13	10		7	17	7		10	17
討論議員数		1	3	6	6	16	16		16	32	6		8	14

【課題・問題点】

- ① 議案に関する質疑の内容が、議案についての疑義を質すものではなく、一般質問に近いものとなっている場合がある。

【検証検討結果】

- ① 議案に関する質疑は一般質問の前に行い、議案についての疑問点を質すものであることを明確にし、その内容が一般質問に近いものとならないよう質疑議員に徹底する。
- ② 「代表質問」、「一般質問」、「議案質疑」、「議案聴取会質疑」、「予算決算常任委員会総括質疑」、「委員会質疑」については、それぞれの区分けを明確にし、整理する。

4 議案に関する質疑の方法

【検討結果報告】

「議案に関する質疑」は、議案の上程、提出者の説明、議案聴取会での説明の後、次のように行う。

(1) 開会日等提出議案に関する質疑

【検討結果報告】

定例会開会日等（年2回の定例会開会日並びに6月及び12月に行う「県政に対する質問」初日の直前に開催される本会議の日をいう。以下同じ。）に合わせて提出される議案（以下「開会日等提出議案」という。）については、一般質問（関連質問を含む）終了後、引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【現行運用状況】

開会日等提出議案に関する質疑は、3月にあつては一般質問終了後、別に日を設けて行っており、6月、9月、12月にあつては、一般質問（関連質問を含む）に引き続き実施している。

質疑議員 平成20年 23人 平成21年 20人

【課題・問題点】

- ① 開会日等提出議案に関する質疑は、すべての一般質問が終了してから行うため、特に、発言通告の提出期限が同時期となる質問最終日の一般質問と議案質疑については、一般質問で議案に関係する質問があった場合、質疑の内容と重複してしまう場合がある。

【検証検討結果】

議案に関する質疑は、一般質問前に行う。具体的な実施時期については、代表質問のある2月及び9月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない6月と11月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行う。ただし、平成22年においては、既に年間議事予定で日程が示されているため、特例として、初日の一般質問(関連質問含む)終了後に引き続き行う。

(2) 質疑を行う議員

【検討結果報告】

開会日等提出議案に関する質疑は、一般質問を行わない議員のみに認める。

【現行運用状況】

代表質問及び一般質問を行わない議員のみに認めるとしていた制限を撤廃した。(平成21年11月16日 議会運営委員会申合せ)

【課題・問題点】

質疑を行うことができる議員の制限がなくなったことにより、質疑を希望する議員が多い場合には、会議時間の延長等が必要となることも考えられる。

【検証検討結果】

余裕のある日程とするため、議案に関する質疑を代表質問終了後に引き続き又は議案質疑日を新たに設けて行う。

(3) 随時提出議案に関する質疑

【検討結果報告】

一般質問終了後に追加して提出される議案や休会中に提出される議案など、定例会開会日等以外の時期に提出される議案(以下「随時提出議案」という。)については、提案説明後又は議案聴取会終了後に引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【現行運用状況】

随時提出議案に関する質疑は、議案聴取会終了後(議案聴取会が省略される場合は提案説明終了後)に実施している。議案上程日当日に審議を終える必要がある議案については、議案聴取会終了後、引き続いて議案に関する質疑を行っている。

【課題・問題点】

- ① 随時提出議案に関する質疑については、議案の上程から発言通告までに十分な時間がとれない場合がある。
- ② 随時提出議案に関する質疑については、日程上の都合により、本会議では行わずに、予算決算常任委員会等の付託委員会で行うことがある。

【検証検討結果】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議員に議案書を配付する。
- ② 上程日当日に採決が必要な議案についても、委員会付託前に本会議での質疑を行うことを原則とする。

(4) 質疑に係る発言通告

【検討結果報告】

事前に議会運営委員会で質疑者の調整等を諮ることができるよう、質疑に係る発言通告書は、質疑日の前々日までに提出する。

【現行運用状況】

議案に関する質疑の発言通告は、原則として質疑日の前々日までに提出することとしているが、随時提出議案、緊急を要する議案等で時間がとれないものについては、その都度、議会運営委員会で発言通告の提出期限を決定している。

【課題・問題点】

- ① 随時提出議案のうち、上程日当日に審議を終える必要があるものについては、議案聴取会終了後、直ちに発言通告を提出しなければならず、質疑までの準備時間も短い。

【検証検討結果】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議案書を議員に配付する。また、議案聴取会終了後、ある程度時間を空けてから本会議を再開し、議案に関する質疑を行う。

(5) 質疑の方法

【検討結果報告】

質疑方法は、発言通告時に一括、分割又は一問一答のいずれかの方式を選択する。

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分以内とされる例が多く、発言時間が短いため、質疑議員の大半が一括質問方式を選択している。

(6) 質疑・答弁の場所

【検討結果報告】

質疑は、議員発言用演壇で、答弁は、演壇でそれぞれ行う。

【現行運用状況】

議員の質疑は、議員発言用演壇で、執行部の答弁は自席で行う。

【課題・問題点】

議提議案に関する質疑等について、質疑及び答弁場所が申合せで定められていない。
質疑は、議場内スクリーンに映写しないこととされているため、傍聴席や議員席から質疑議員の顔が見えない。

【検証検討結果】

議提議案に関する質疑、委員長報告に対する質疑については、質疑議員は議員発言用演壇から、答弁議員は議長席前演壇からそれぞれ行う。
代表質問、一般質問時に限らず、本会議の全てについて、インターネット中継画像と同一画像を議場内スクリーンに映写する。

(7) 質疑時間

【検討結果報告】

質疑時間については、別途検討を行う。

【現行運用状況】

質疑議員、質疑時間、質疑順序は、その都度議会運営委員会で協議、決定している。
質疑時間は、答弁を含め 10 分以内、15 分以内、20 分以内の例がある。
質疑順序は、議案番号順ではなく、多数会派順の輪番としている。

【課題・問題点】

質疑時間については、議員一人当たりの質疑答弁時間を決めており、質疑する議案数は考慮されていない。

【検証検討結果】

多くの議員の質疑機会を確保するため、質疑議案数にかかわらず質疑時間を1人当たり答弁を含め15分程度とすることを申し合わせる。

5 県政に対する質問の方法

【検討結果報告】

「県政に対する質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、概ね従来どおりとする。なお、テレビ実況中継の枠取りが必要となることから、従前どおり事前に年間議事予定案を作成する。

「代表質問」 年2回（2月、9月、議員改選時は直後も実施）

5人以上の会派の代表者

質問時間（答弁、再質問含む）1人70分程度

「一般質問」 年4回（2月、6月、9月、12月）

1日当たりの質問者は概ね4人

正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に各会派に配分

質問時間（答弁、再質問含む）1人60分程度

【現行運用状況】

代表質問議員	平成20年 5人	平成21年 5人
一般質問議員	平成20年 52人	平成21年 52人

【課題・問題点】

一般質問は年1回のため、発言したいときに質問することができない場合がある。質問時間に答弁を含むため、答弁が長いと持ち時間が少なくなり、発言通告した項目のすべてを質問できなくなる場合がある。

【検証検討結果】

答弁について、質問内容の繰り返しや不必要な説明等を行わず、簡潔、的確に答弁を行うよう執行部に申し入れる。

6 出席を求める説明員の範囲

【検討結果報告】

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のような見直しを行う。

(1) 説明員の出席

【検討結果報告】

議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議案等の審議時のみに説明員の出席を求め、当該議事が終了すれば暫時休憩し、説明員の退席後、再開して議会の構成に関する審議を行う。

【現行運用状況】

議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せ行う本会議には、議会の構成等に関する審議時には、説明員の出席を求めず、当該議事が終了後暫時休憩し、説明員の出席を求めて議案等の審議を行う。

開会日、議案上程日等の提案説明時には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

(2) 随時提出議案審議における説明員の出席

【検討結果報告】

随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事、出納長及び総務部関係職員のみに限るものとする。

【現行運用状況】

随時提出議案上程後の提案説明の際には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

随時提出議案の採決前には、付託委員会における審査の経過と結果について委員長報告を行うため、議案に関係する部局長の出席を求めている。

随時提出議案の上程日当日に審議を行う場合には、提案説明時、採決時ともに、知事、副知事、関係部局長及び総務部関係職員の出席を求めている。

(3) 副部長等の出席

【検討結果報告】

各部局副部長及び総括室長については、説明員として出席を求めないこととするが、答弁を行う部局長等を補佐する必要があると認められる場合に限り出席を求めるものとする。

【現行運用状況】

部局長の出席を求める本会議には、執行部からの要請により、部局長を補佐する副部長、総括室長等の出席を併せて求めている。

【課題・問題点】

部局長の出席を求める場合、そのすべての場合について副部長、総括室長等の出席を併せて求める必要性は少ない。

【検証検討結果】

各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めないこととする。ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名以内で認める。

7 議会への提出資料について

【検討結果報告】

執行部から提出される議会提出資料については、見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れる。

【現行運用状況】

議案書等提出書類の印刷製本簡略化、議案説明書、議案概要、議案聴取会説明資料の統合再編、主要施策の成果に関する報告書と県政報告書の統合などを行った。

【課題・問題点】

議会運営委員会等に提出される議案概要については、特に予算議案に関する記載が簡略すぎるため、説明資料として不十分なものとなっている。

議会への提出資料が的確なものとなっていない場合がある。

【検証検討結果】

執行部提出の「議案概要」に掲載する予算について、主要な内容、見込み額等の概要を明記するよう執行部に申し入れる。

提出資料の内容等について検証し、必要な場合には執行部に対して改善を申し入れる。

8 休会日における執行部の対応について

【検討結果報告】

会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会对応については、委員会等開催日を除く休会日にあっては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。

9 会議録の調製について

【検討結果報告】

会期が長くなることにより、会議録の調製、配付の時期が遅くなることから、2月及び9月に行われる一般質問等の記録については、閉会後に会議録を調製、配付するまでの間、議会ホームページに速報版として掲載し、閉会後、調製した会議録に基づき、改めて会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

【現行運用状況】

定例会前半部分について暫定版を作成し、議会ホームページの会議録検索システムに掲載するとともに、議会図書室に配架している。

【課題・問題点】

会期が長くなり、会議録に掲載する日程が増える一方、閉会中の期間が短くなったため、会議録調製作業に時間的な余裕がなくなっている。

【検証検討結果】

本会議会議録の調製作業工程について、効率的な手法等を検討する。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

【検討結果報告】

常任委員会及び特別委員会の運営については、毎年5月の委員改選後に、向う1年間の年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容について、委員間で協議して作成する。

【現行運用状況】

常任委員会については、委員改選後に、所管事項概要説明の調査結果をもとにして年間活動計画を作成している。

特別委員会については、県政の重要課題に対応する目的達成型の委員会として必要の都度設置することに改められたことから、委員会設置後にそれぞれ活動計画を作成している。

【課題・問題点】

- ① 常任委員会の年間活動計画は、作成後にあまり活用されていない。

【検証検討結果】

- ① 年間活動計画作成後、変更する必要がある際には、修正について委員会で速やかに協議を行い、委員全員で共有する。
- ① 年間活動計画に執行部の年間事業予定等も合わせて掲載するなど、掲載事項について工夫する。

2 所管事項概要説明

【検討結果報告】

従前、5月臨時会と第2回定例会の間の閉会期間中に各部局から行っていた「正副委員長勉強会」に替え、委員会を開催し、委員全員に所管事項全般についての概要説明を行う。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会において、所管部局別に部局長から概要説明を聴取している。

【課題・問題点】

- ① 部局長からの説明を聴取し、所管部局の課題等を把握して、年間活動計画を協議するのが目的であるが、概要説明の細部にわたる質疑応答に時間を要してしまう場合がある。

【検証検討結果】

- ① 所管事項概要説明の調査については、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、後日開催される定例の常任委員会の所管事項調査の中で行う。

(1) 調査の日程

【検討結果報告】

行政部門別常任委員会については、所管事項概要説明は1委員会当たり2日間（1日1部局）とする。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会を2日間開催し、1日1部局から所管事項の概要説明を受けて調査している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

【課題・問題点】

- ① 1日1部局を調査しているが、部局によっては午前中に調査が終了する場合も多い。
- ② 3つの行政部門別常任委員会を同日開催しているため、県民や委員会所属外の議員が傍聴できる機会が少なくなっている。

【検証検討結果】

- ①② 所管事項概要説明については1日2部局の調査とし、2委員会の同日開催とする。

(2) 年間活動計画の協議

【検討結果報告】

所管事項概要説明の後、当該委員会の年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容等、年間活動計画について委員間で協議する。

【現行運用状況】

部局長から所管事項の概要説明を聴取した後、年間活動計画について協議している。

【課題・問題点】

- ① 年間活動計画の作成に当たり、委員間の議論が十分行われていない場合がある。

【検証検討結果】

- ① 年間活動計画の作成に当たっては、委員間で十分に協議して課題の抽出や整理を行い、重点調査項目を明確にする。

3 常任委員会開催日数の増加

【検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の議案審査及び所管事項調査の開催日数は、余裕を持った日程とするため、1委員会当たり現行の1日間を2日間として部局別に分けて行い、3委員会を同日開催とし、予備日を2日間設ける。

- 1日目 ABC常任委員会①
- 2日目 DEF常任委員会①
- 3日目 ABC常任委員会②

- 4 日目 DEF 常任委員会
 5 日目 委員会予備日
 6 日目 委員会予備日

【現行運用状況】

定例開催する行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）の議案等審査及び所管事項調査については、1日1部局の審査、調査とし、1委員会当たり2日間開催している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

委員会の開催回数等の内訳（平成19年・20年・21年）

	平成19年							計
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計	閉会中	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102
行政部門別常任委員会(予決分科会含 内 予算決算常任(特別)委員会 議 議会運営委員会 訊 特別委員会	6	7	6	8	9	36	7	43
委員会参考人数	2	1	1	2	2	8	6	14
公聴会公述人数	5	2	3	3	4	17	5	22
	2	4	3	5	4	18	5	23
				10	7	17	5	22

	平成20年						平成21年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計
委員会開催回数	105		83	188	17	205	101	2	72	175	16	191
行政部門別常任委員会(予決分科会含 内 予算決算常任(特別)委員会 議 議会運営委員会 訊 特別委員会	55		43	98	9	107	55		45	100	2	102
委員会参考人数	8		11	19	1	20	8	1	10	19	1	20
公聴会公述人数	22		14	36	3	39	25	1	11	37	4	41
	20		15	35	4	39	13		6	19	9	28
	13		15	28	13	41	16		8	24	11	35
			2	2		2	5			5		5

【課題・問題点】

委員会予備日の2日目に常任委員会を開催することは少なく、特別委員会や検討会等に利用されている場合が多い。

部局により、審査、調査が午前中で終了することが多い常任委員会がある。

常任委員会開催回数の倍増に加え、随時に常任委員会が開催されることも多く、年間開催回数が増加していることから、会議録調製作業等に時間を要している。

【検証検討結果】

委員会予備日の設定方法を見直し、5日目の「委員会予備日」については「常任委員会予備日」に、6日目の「委員会予備日」については「委員会等予備日」にそれぞれ改め、常任委員会以外の諸会議も開催できるよう活用を図る。

委員会会議録の調製作業工程について、効率的な手法等を検討する。

4 常任委員会等の審査・調査の方法

(1) 委員会の運営

【検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害に係わる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会の所管事項調査において、必要に応じ、学識経験者、関係団体等職員、請願者等を参考人として招致している。

【課題・問題点】

- ① 議案又は請願に関して参考人を招致する場合、付託後でないと招致を決定する委員会が開催できないため、参考人を委員会に招致する日が遅くなってしまう。
- ② 特別委員会、検討会等など、常任委員会以外の議論の場が増えていることにより、常任委員会の所管事項調査との範囲が重複したり、不明確になる場合がある。

【検証検討結果】

- ① 参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行う。
- ② 常任委員会の所管事項調査を基本とし、特に必要な場合に限り、特別委員会や検討会等を設置して調査を行うこととするなど、それぞれが持つ特性を活かした的確な運営を行い、調査内容等が重複しないよう十分に調整を図る。

(2) 議案審査、所管事項調査の方法

【検討結果報告】

議員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行う。

【現行運用状況】

所管事項調査は、委員長の判断により一括して行われる場合もある。

【課題・問題点】

- ① 一括して説明を受けた場合には、質疑は関連する項目ごとに区切って行う必要がある。

【検証検討結果】

- ① 一括説明を受けた場合は、事項別に質疑を行うなど、委員が議論しやすいように委員長において議事運営方法を工夫する。

(3) 議案の審査

【検討結果報告】

開会日の議案聴取会において提案理由等が説明されているが、重要な議案については、議案を付託された委員会においても、必要に応じ再度細部にわたる説明を求める。また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由を議論するなど、委員会において工夫する。

【現行運用状況】

議案の審査においては、冒頭に執行部から議案補充説明が行われている。

【課題・問題点】

- ① 委員間討議及び討論が活発には行われていない。
- ② 委員間討議の直後に討論を行うため、両者の区別がつきにくい。

【検証検討結果】

- ①② 委員間討議を必要とする議案等の絞り込みを行うとともに、委員長が意見を求めるなど、委員間討議の充実を図る。
- ② 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、委員長報告に盛り込むなど、委員間討議の標準的な手順を委員長会議で検討する。

(4) 請願、陳情の審査

【検討結果報告】

議会の機能強化の観点から、開催日数が増加したことを利用し、所管委員会においては、請願の審査方法等についての委員間協議の実施や請願に関わる参考人の招致など、請願内容に応じた的確な審査を行う。

請願の採択、不採択等の採決にあたっては、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

【現行運用状況】

参考人として招致した請願者は、平成 20 年は 14 人、平成 21 年は該当がなかった。

(5) 所管事項の調査

【検討結果報告】

所管事項の質疑応答が終了し、執行部が退席した後に、議員間討議の時間設定を行う。

【現行運用状況】

所管事項調査において、執行部からの説明、質疑応答が終了し、執行部が退席した後に委員間討議を行っている。

【課題・問題点】

- ① 説明項目の選定について、事前の調整があまり行われていない。
- ② 委員会説明資料の事前配付があまり活かされていない。
- ③ 所管事項の説明項目が多く、説明に時間を要している。
- ④ 委員間討議の結果を次の調査等に活用していく必要がある。

【検証検討結果】

- ①③ 説明項目の選定に当たっては、執行部から申し出があった項目から選定するだけでなく、重点調査項目や委員間で討議した項目等も含めて検討を行い選定する。また、執行部に対して要点を簡潔に説明するよう要請するなど、効率的かつ的確に調査が行えるよう運営する。
- ② 委員会説明資料の事前配付については、正副委員長のレクチュアが終了していない場合には、未定稿として配付するなど、委員会前日までに資料が各委員に届くように配慮する。
- ④ 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、次回以降の調査等に活用する。

(6) 公聴会の開催

【検討結果報告】

公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

【現行運用状況】

県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては、県民の意見を聴くため、

委員会で必要に応じ公聴会を開催している。

- ・平成 20 年 10 月 22 日 政策総務常任委員会

案 件：『^{うま}美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について』

公述人：2 人（公募公述人なし、要請公述人 2 人）

- ・平成 21 年 4 月 22 日 健康福祉病院常任委員会

案 件：「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について」

公述人：5 人（公募公述人 3 人、要請公述人 2 人）

【課題・問題点】

- ① 公述人の選定について、委員会条例で賛成者、反対者の一方に偏らないように公述人を選ばなければならない旨規定されているが、賛否いずれか一方の意見が多い案件については、選定する公述人の賛否を同数にする運用は困難である。
- ② 調査事件を案件とする公聴会においては、公述人の賛否が判別しにくい場合や公述人から様々な意見を聴く必要がある場合があり、賛否を同数にして選定することが難しい。
- ③ 公述人の公募に当たっては、県民等が応募しやすいように配慮する必要がある。

【検証検討結果】

- ①②③ 公聴会を活用して、様々な案件について県民等の意見を幅広く聴取するため、公述人を賛否で区分して選定することが難しい場合には、意見が偏らないようにして選定することができるよう、委員会条例を改正する。

5 出席を求める説明員の範囲

【検討結果報告】

委員会において出席を求める執行部説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ、必要最小限とするよう執行部に申し入れる。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）には、部局長、副部長、総括室長、室長等が出席している。

【課題・問題点】

- ① 常任委員会で所管部局以外の職員に出席を求める場合には、日程上の配慮等を行う必要がある。

【検証検討結果】

関係する常任委員会間で事前に調整を行い、審査、調査順序等を入れ替えるなどの運営を行う。また、執行部職員の待機時間が少なくなるよう、休憩を入れるなど、議案聴取会、常任委員会等の運営方法を検討する。

6 委員会の県内・県外調査

【検討結果報告】

閉会期間が短くなることから、従来、閉会中において実施していた県内・県外調査については、会期中においても実施する。

また、行政部門別常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することに改める。

【現行運用状況】

常任委員会の県内・県外調査については、年間議事予定の中で会期中又は閉会中に調査日程を設定し、複数の委員会が同時に調査を実施している。

【課題・問題点】

調査時期、日数、方法等が固定化しており、弾力的、効率的な調査ができない場合がある。

県内調査の日数が十分でなく、少人数調査もあまり活用されていない。

【検証検討結果】

委員会の県内調査について、各委員会で機動的、効果的な調査が行えるよう、必要な追加調査や少人数調査の活用などを図る。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

【検討結果報告】

議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。

【現行運用状況】

本会議、委員会、協議等の場（代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議及び広聴広報会議）検討会等が費用弁償の支給対象となっている。

【課題・問題点】

- ① 予算決算常任委員会理事会は委員会の運営方法等を協議するために必要な会議であり、開催頻度も多いが、委員会条例に規定されておらず、費用弁償の支給対象になっていないため、正副委員長や理事の負担が大きい。
- ② 費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定するため、当日の会議が立て込んでしまう。

【検証検討結果】

- ① 委員会条例を改正して理事及び理事会の規定を新設し、予算決算常任委員会の理事会を委員会、分科会と同様の会議として位置付け、費用弁償の支給対象とする。
- ② 会議規則を改正して議会改革推進会議等を「協議等の場」として規定するなど、費用弁償の支給根拠を明確にするとともに、費用弁償のあり方について検討を行う。

第5 議会と知事との協議

【検討結果報告】

知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。その際の議会側の出席者については、その都度、議長が決定するものとする。

【現行運用状況】

戦略計画等の議決に関する議会と知事との意見交換を行った。(平成21年11月9日)

【課題・問題点】

- ① 協議の方法がルール化されていない。

【検証検討結果】

- ① 協議事項によって運営の方法が異なるため、それぞれの協議に際しては事前に十分調整をし、代表者会議等の場で運営方法等についても検討を行う。

第6 事務局態勢の充実等

【検討結果報告】

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、職員配置等の見直しを行う。

【現行運用状況】

事務局内の事務分掌の整理、議事囑託員の配置、業務改善の取組等を行った。

【課題・問題点】

本会議、委員会、検討会等の諸会議の開催回数が増加したことにより、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加している。

行財政改革の一環として定員適正化計画が進められる中で、正規職員の定数増は非常に困難な状況にある。

【検証検討結果】

事務局態勢について見直しを検討する。

厳しい財政状況の下、限られた予算、人員による効率的な事務処理が求められていることから、円滑かつ効率的な議会活動をサポートできるよう、新たな取組を行うに当たってはその必要性を十分に吟味し、休止、統廃合する業務、取組についても併せて検討を行う。

第7 会期等の見直しに関する県民への広報等

【現行運用状況】

会期等の見直しの実施に当たっては、「みえ県議会だより」、「みえ県議会新聞」、「議会ハイライト(三重テレビ)」、「わたしたちの県議会(DVD)」等により、県民への広報を行っている。

【課題・問題点】

会期等の見直しによる取組について、県民への広報を積極的に行い、県民の理解と信頼を得るよう努めていく必要がある。

【検証検討結果】

議会の様々な取組について県民の理解が得られやすいように、広報アドバイザーの活用や議会ホームページの充実などにより、わかりやすい広報に努める。

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議の経過

平成 21 年

12 月 9 日 代表者会議

- ・会期等の見直しに関して、議会改革推進会議において検証検討を行うことを決定

12 月 14 日 議会改革推進会議総会

- ・会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置

12 月 18 日 第 1 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・正副座長の選出について
- ・今後の進め方及び次回の日程について

平成 22 年

1 月 25 日 第 2 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・検証・検討の進め方について
- ・運用状況等の把握について
- ・課題、問題点の抽出について（正副座長案）

2 月 17 日 第 3 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・執行部からの意見聴取について
- ・課題、問題点の抽出と改善策について（会派意見）

3 月 3 日 第 4 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・課題、問題点に対する改善策について（正副座長案）

3 月 18 日 第 5 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・課題、問題点に対する改善策について（会派意見）

3 月 29 日 第 6 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）について

4 月 21 日 第 7 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議

- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）に対する執行部からの意見聴取について

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置について

平成21年12月9日の代表者会議で、会期等の見直しに係る検証及び検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等の見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

(1) 9名の委員で構成する。

(新政みえ3、自民みらい3、日本共産党三重県議団1、公明党1、「^{そうぞう}想造」1)

(2) 委員から正副座長を選出する。

4 その他

検討方法、スケジュール、正副座長選出等の詳細は、発足後にプロジェクト会議において定める。

(平成21年12月14日 三重県議会議会改革推進会議役員会決定)

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員名簿

座長	萩野 虔一	(新政みえ)
副座長	山本 勝	(自民みらい)
委員	津村 衛	(新政みえ)
委員	中川 康洋	(公明党)
委員	青木 謙順	(自民みらい)
委員	日沖 正信	(新政みえ)
委員	貝増 吉郎	(自民みらい)
委員	萩原 量吉	(日本共産党県議団)
委員	藤田 正美	(「 ^{そうぞう} 想造」)